次

目

示

告

○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号 (個人情報保護条例に基づ

○建設業の営業の停止

き実施機関が定める法人)の一部改正

○道路の区域変更

公

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 ○土地区画整理事業の事業計画変更の認可

○開発行為に関する工事の完了

○仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会の開催

城

正 誤

宮

○宮城県公報第二一七七号中

告

示

○宮城県告示第九百四十七号

部を次のように改正し、平成二十二年十月五日から施行する。 平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一

平成二十二年十月五日

財団法人慶長遣欧使節船協会」を「公益財団法人慶長遣欧使節船協会」に改める。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第九百四十八号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、

とおり建設業の営業の停止を命じた。

行 城 県

処分をした年月日

平成二十二年十月五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ページ

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行) =

> 被処分者の商号又は名称等 平成二十二年九月二十七日

榊 武哉 株式会社榊工務店 の氏名

商号又は名称及び代表者

石巻市福地字町 一七四番

九号 二十二百六十

主たる営業所の所

在

地

(宮城県知事許可) 建設業許可番号

処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

Ξ

(県政情報公開室) 1 停止を命ずる営業の範囲

(事業管理課)

(都市計画課) 課

(道

路

同

2

建設業に係る営業の全部

営業停止期間

平成二十二年十月十一日から同年十月十三日までの三日間

四

処分の原因となった事実 民間の住宅新築工事において、法第三条第一項の規定による許可を受けていないにもかかわらず、

同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない工事を請け負ったこと。

○宮城県告示第九百四十九号

Ξ

(建築宅地課) (都市計画課)

Ξ \equiv

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月五日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県北部土

木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

道路の種類

=路 線 名 仙台三本木線

Ξ 道路の区域

変 更 の X

次の

間

前変 更 後の

へ敷 メ地 . ا ル幅 〜員 へ敷 メ地

〜長

宮城県知事 村 井 嘉

浩

の ル延 第2196号 平成22年10月5日 火曜日 宮 城 県 公 報

> 同市三本木伊賀字萱刈中七一番地先まで 大崎市三本木伊賀字萱刈下三番地先から 後 前 六四・〇 一三・五八〇・〇 三七〇·〇 三七〇·〇

○宮城県告示第九百五十号

業の事業計画の変更について認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事

平成二十二年十月五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事業の名称

大衡村奥田土地区画整理事業

事務所の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

平成二十一年七月八日

施行認可の年月日

四

変更認可の年月日

平成二十二年九月二十八日

○宮城県告示第九百五十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

組合の名称

松島町城内土地区画整理組合

事務所の所在地

宮城郡松島町高城字元釜家十二番地十二

設立認可の年月日

Ξ

平成八年十二月二十日

変更認可の年月日

兀

平成二十二年九月二十八日

公 告

広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。 ○都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、 仙塩

平成二十二年十月五日

公聴会の日時及び場所

日 時 場 所

仙塩広域都市計画区域区分の変更 (素案) について

Ξ 公述申出者の資格

び当該法人との関係)を記載した書面 (以下「公述申出書」という。) により、宮城県知事に申 法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及 し出ること。 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業 (法人にあっては、

郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。 公述申出書の提出期限は、平成二十二年十月十四日 (木) までとする。ただし、公述申出書を

の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。 は、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるとき 意見

とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 仙塩広域都市計画区域区分の変更 (素案)の概要 次の地区のうち、現在市街化区域となっている地域約三ヘクタールを市街化調整区域に編入する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十二年十月二十一日 (木)午後七時から 仙台市泉区役所本庁舎仙台市泉区泉中央二丁目 番 믁

=

公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者 (以下「公述申出者」という。)

仙台市若しくは黒川郡大衡村の住民又は利害関係人とする

兀 公述の申出等